

委託研究契約書

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が神奈川県（以下「県」という。）より委託を受けた神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業 成長産業の創出・育成等に関する実証事業において、甲が乙へ支援委託として「〇〇」について研究委託（（以下「本委託研究」という。））することについて、次のとおり委託研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の内容）

第1条 本契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 研究内容 別添の研究計画書のとおり
- (2) 契約期間 令和8年●月●日から令和9年3月17日まで
- (3) 契約金額 金●●●●円
課税事業者（うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円）

（研究実施マニュアルの遵守）

第2条 乙は、本委託研究の実施にあたり、甲が別に定める研究実施マニュアルの内容を理解し、遵守しなければならない。

（完了報告）

第3条 乙は、本委託研究終了後、令和9年3月17日までに完了届（別紙様式）に帳簿及び実施報告書2部を添えて甲に提出しなければならない。

（代金の支払方法）

第4条 代金の支払は、完了報告後、乙の適法な請求書を受理した日から45日以内に乙の指定する銀行口座に委託料を振り込むことによる。この場合において、振込手数料は甲の負担とする。

（中間報告等）

第5条 甲は、契約期間中必要と認めた場合は、いつでも乙に対して本委託研究の進捗状況について報告を求めることができる。

2 乙は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲は乙と協議する。

（調査への協力）

第6条 甲が、本契約に係る乙の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日の属する甲の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(委託)

第7条 乙は、本委託研究の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、研究実施マニュアルで規定するものに該当する場合を除く。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本委託研究の実施に伴い相手方から開示若しくは提供を受け、又は知得した技術上若しくは営業上の情報、本委託研究の成果に関する情報及び本契約の内容（以下、包括して「秘密情報」という。）について、これを秘密として管理し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外される。

- (1) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示された情報によらずに独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- 2 前項の規定にかかわらず、相手方より秘密情報を受領した当事者は、法令により開示を強制された場合は、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求した上で、当該秘密情報を第三者に開示又は提供することができる。
- 3 甲及び乙は、本委託研究の実施に必要な範囲で自己の役員若しくは職員のみに関与する相手方の秘密情報を開示し、当該役員又は従業員に対して、本委託研究の従事を離れた後も含めて相手方の秘密情報の秘密を保持する義務を負わせる。
- 4 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本委託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
- 5 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、甲は県に対し神奈川県まち・ひと・しごと創生基金科学技術政策大綱推進事業の実施及び報告のために必要な範囲で、秘密情報を開示又は提供することができる。

(成果の帰属)

第9条 本委託研究の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から甲に帰属する。ただし、本委託研究の実施により得られた知的財産権及び研究成果物に係る権利並びに本委託研究に必要なため購入した物品は乙に帰属する。

(研究成果の公表)

第10条 乙は、第8条第1項前段の規定に関わらず、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、本委託研究の研究成果を学会発表、論文掲載等により外部に公表することができる。

(第三者損害)

第11条 乙は、本委託研究にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ

ならない。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が賠償する。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、研究実施マニュアル 別紙 個人情報保護に係る規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護のために乙の規定等を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、自ら又は自らの役職員及び職員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと及びこれら反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、乙がこれに違反したときは、催告その他の手続きを要せずして本契約を解除又は解約できる。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、乙に損害が生じてこれを賠償する責を負わない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行う。

(研究の中止)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従う。

- (1) 研究代表者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないと乙が判断した場合
- (2) 第13条又は第16条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合

(契約の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約を解除するとともに、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を甲の定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (2) 乙が本契約に違反したとき。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除し、かつ、乙に対し本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
 - (2) 乙が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - (3) 乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 乙は、前二項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(譲渡禁止等)

第17条 甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づき発生した権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならず、あるいは本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

(存続条項)

第18条 第8条の規定は、本契約終了後5年間、第3条、第4条、第6条、第9条から第12条及び第17条から第19条までの規定は、本契約終了後であっても当該条項の対象事項が全て消滅するまで、有効に存続する。

(契約の効力の遡及)

第19条 この契約書への甲と乙の記名押印日が第1条第2号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっては、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

(準拠法・紛争解決)

第20条 本契約の準拠法は日本法とする。

- 2 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈若しくは運用に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、友好的解決を図るよう最善の努力を払う。
- 3 本契約に関し発生する紛争については、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下、余白)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 神奈川県海老名市下今泉705番地の1

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

理事長 北森 武彦

乙 住所

機関名

役職 氏名

(別紙様式)

完了届

令和 年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
理事長 北森 武彦 殿

乙 申請者の主たる

事務所の所在地

法人等の名称

代表者の職氏名

印

下記委託研究は、令和 年 月 日完了しましたので、実施報告書を添えてお届けします。

記

1. 研究題目
2. 委託料の額 金 円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税 金 円
3. 委託の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 実施報告書